

第
4828
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 10月 7日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

特定障害者の贈与税の非課税

Q：平成25年の税制改正で、障害者に対する贈与税の非課税信託の対象者が拡充されたようですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

障害者に対する贈与税の非課税信託とは、障害者が親や祖父母から障害者扶養信託契約に基づき信託受益権を取得した場合、一定の金額まで贈与税の課税価格に算入しないとする制度です。

平成25年の税制改正では、この障害者の範囲が拡充されるとともに、非課税枠が3,000万円となる制度が創設されました。

適用対象となる障害者は「特定障害者」で、次の者が対象になります。

- ①知的障害…中度、軽度(A)
- ②精神障害…2級又は3級
- ③精神又は身体障害の65歳以上…(A)に準ずるものとして市町村長の認定を受けた者

この制度は、平成25年4月1日以後の信託契約から適用されており、この制度を適用するには、対象者に該当することを証明する書類等を添付して、障害者非課税信託申告書を信託銀行等に提出しなければなりません。

なお、改正前からある6,000万円までが非課税になる特別障害者の贈与税の非課税信託制度については、対象者の変更はされておらず、従来どおりの取扱いになっています。

